

京都市農業振興センター規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第110号

京都市農業振興センター規則の一部を改正する規則

京都市農業振興センター規則の一部を次のように改正する。

第6条中「係長」を「担当課長、係長及び担当係長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)